

○試験における不正行為等の取扱いに関する細則

(制定 1999年4月1日)

改訂	2001年10月1日	2009年4月1日
	2015年4月1日	2019年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日

第1条 この細則は、東海大学学修に関する規則第22条の2の第11項に基づき、試験における不正行為等の取扱いに関する必要事項を定める。

第2条 試験中に不正行為を行った者については、原則として次の処置を行う。

- (1) 定期試験の場合は、当該試験期間中の全ての試験科目を無効とし、その定期試験についての追試験は行わない。
- (2) 臨時試験の場合は、当該科目を無効とする。
- (3) 追試験の場合は、当該試験期間中の全ての試験科目を無効とする。

第3条 試験中に態度不良若しくは試験監督の指示に違反した者については、原則として次の処置を行う。

- (1) 定期試験の場合は、当該科目を無効とし、その科目についての追試験は行わない。
- (2) 臨時試験及び追試験の場合は、それぞれ当該科目を無効とする。

第4条 不正行為等を発見した試験監督は、不正行為等を行った者にその科目の受験を中止させ、答案用紙、不正行為に関する資料等の保全に努め、直ちに該当するカレッジオフィスのマネージャーに報告する。

2 該当するカレッジオフィスのマネージャー及び試験監督は、不正行為等を行った者に事情聴取を行い、所管部長に報告する。

3 所管部長は、報告に基づき、第2条に係る不正行為と認めた場合は、当該学生にその後実施される試験科目の受験停止を命ずる。

第5条 特に悪質な不正行為等を行った者については、この細則による処置の他、東海大学学則第38条に基づき懲戒を行う。

第6条 第2条及び第3条に係る当該学生の成績処置の決定は、学部長会議の議を経て学長が行う。

第7条 成績処置の決定内容については、当該学生及び保証人に通知するとともに、掲示により公表するものとする。

第8条 不正行為等の事実経過及び成績処置の決定内容については、学科長及び指導教員に連絡する。

第9条 第7条及び第8条に係る事務取扱い並びに不正行為等に関する事務は、該当するカレッジオフィスが行う。

付 則

この細則は、1999年4月1日から施行する。

付 則

1 この細則は、2001年10月1日から施行する。

2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、代々木、清水、沼津、伊勢原の

試験における不正行為等の取扱いに関する細則(2455)

各校舎においては学部長とする。

付 則 (2009年4月1日)

- 1 この細則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、代々木、高輪、沼津、清水、伊勢原の各校舎においては学部長、九州キャンパスにおいては九州教学部長、北海道キャンパスにおいては北海道教学部長とする。

付 則 (2015年4月1日)

- 1 この細則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、代々木、高輪、清水、伊勢原の各校舎においては学部長、九州キャンパスにおいては教学部次長(九州キャンパス担当)、札幌キャンパスにおいては教学部次長(札幌キャンパス担当)とする。

付 則 (2019年4月1日)

この細則は、2019年4月1日から施行する。

付 則 (2021年4月1日)

- 1 この細則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学担当のユニバーシティビューローゼネラルマネージャー、代々木、高輪、清水、伊勢原の各校舎においては学部長、九州キャンパスにおいては教学担当のユニバーシティビューロー(九州)シニアマネージャー、札幌キャンパスにおいては教学担当のユニバーシティビューロー(札幌)シニアマネージャーとする。

付 則 (2022年4月1日)

- 1 この細則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、該当するカレッジのプロボストとする。